

新旧対照表（荘銀ファームバンキング／ホームバンキング[めりっとくん]サービス利用規定）

改定前	改定後
<p>I. 荘銀ファームバンキング／ホームバンキング[めりっとくん]サービス</p> <p>3. 対象口座 (3) <u>当行は、対象口座として登録できる預金種類・口座数を、契約者に対して事前に通知すること無しに変更する場合があります。</u></p> <p>4. 使用できる端末 (2) <u>当行は、利用できる端末を、契約者に事前に通知すること無しに変更する場合があります。</u></p> <p>5. 利用時間 本サービスにおける利用時間は、当行が定める当行所定の時間内とします。 当行の責によらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。 <u>また、当行は、本サービスの利用時間を契約者に対して事前に通知すること無しに変更する場合があります。</u></p> <p>6. 本人確認 (1) ANSERサービス ⑤暗証番号は、他の人から推測可能な指定を避けるとともに、他人に教えたりメモを取る等、他人に知られることのないよう十分に注意・管理してください。 もし暗証番号が漏洩したと思われる場合は、契約者は速やかに当行所定の連絡先へ連絡するものとします。万が一、暗証番号を失念した場合も、契約者は速やかに当行所定の連絡先へ連絡するものとします。<u>なお、当行への連絡前に生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>III. 資金移動サービスの取扱 3. 本人確認 (4) <u>当行が前項の本人確認により取扱う場合、暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>IV. 総合振込サービス 2. 取引の手続き等 (2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼するものとします。この場合、当行所定の期間の金融機関営業日とします。なお、<u>当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。</u></p>	<p>I. 荘銀ファームバンキング／ホームバンキング[めりっとくん]サービス</p> <p>3. 対象口座 (3) 当行は、対象口座として登録できる預金種類・口座数を変更する場合があります。</p> <p>4. 使用できる端末 (2) <u>当行は、利用できる端末を変更する場合があります。</u></p> <p>5. 利用時間 本サービスにおける利用時間は、当行が定める当行所定の時間内とします。 当行の責によらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。 また、当行は、本サービスの利用時間を変更する場合があります。</p> <p>6. 本人確認 (1) ANSERサービス ⑤暗証番号は、他の人から推測可能な指定を避けるとともに、他人に教えたりメモを取る等、他人に知られることのないよう十分に注意・管理してください。 もし暗証番号が漏洩したと思われる場合は、契約者は速やかに当行所定の連絡先へ連絡するものとします。万が一、暗証番号を失念した場合も、契約者は速やかに当行所定の連絡先へ連絡するものとします。<u>なお、当行への連絡前に当該連絡がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>III. 資金移動サービスの取扱 3. 本人確認 (4) <u>当行が前項の本人確認により取扱う場合、暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>IV. 総合振込サービス 2. 取引の手続き等 (2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼するものとします。この場合、当行所定の期間の金融機関営業日とします。<u>なお、当行はこの期間を変更する場合があります。</u></p>

改定前	改定後
<p>V. 給与振込サービス</p> <p>2. 取引の手続き等</p> <p>(2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼するものとします。この場合、<u>当行所定の期間の金融機関営業日とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。</u></p> <p>IX. 一般事項</p> <p>3. 届出事項の変更</p> <p>(2) 届出事項の変更は、<u>当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>住所変更等の届出がなかったために、<u>当行からの通知や送付した書類などが延着、到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>4. 免責条項</p> <p>(2) <u>公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者の暗証番号・セキュリティコード・取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして取扱を行った場合は、当行は暗証番号・セキュリティコードの盗用、端末の不正使用その他事故または依頼内容に不備があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>(6) <u>電話等通信機器の障害により契約者の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>5. 解約</p> <p>(1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。ただし、<u>契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者が当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合、何らかの理由でその通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>(2) 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、<u>当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。</u></p> <p>④住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、<u>当行が契約者</u></p>	<p>V. 給与振込サービス</p> <p>2. 取引の手続き等</p> <p>(2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼するものとします。この場合、<u>当行所定の期間の金融機関営業日とします。なお、当行はこの期間を変更することがあります。</u></p> <p>IX. 一般事項</p> <p>3. 届出事項の変更</p> <p>(2) 届出事項の変更は、<u>当行の手続きが完了したときから有効とします。この届出もしくは手続き完了の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>住所変更等の届出がなかったために、<u>当行からの通知や送付した書類などが延着、到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>4. 免責条項</p> <p>(2) <u>公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者の暗証番号・セキュリティコード・取引情報等が漏洩した場合は、当行の責によるべき事由がある場合を除き、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして取扱を行った場合は、当行は暗証番号・セキュリティコードの盗用、端末の不正使用その他事故または依頼内容に不備があっても、そのために生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(6) <u>契約者の電話等通信機器の障害により契約者の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>5. 解約</p> <p>(1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。ただし、<u>契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者が当行に対する解約通知は、当行所定の書面により届け出るものとします。当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合、その通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>(2) 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、<u>当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。</u></p> <p>④住所変更等の届出を怠る等により、<u>当行が相当と認める期間、当行が契約者</u></p>

改定前	改定後
<p><u>の所在を確認できなくなったとき。</u></p> <p>(3) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合は、本サービスを停止させていただきますことがあります。<u>当行は事前に通知しますが、何らかの理由でその通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>8. 規定の変更 <u>本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、契約者に事前に通知することなく任意に変更する場合があります。その場合、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。なお、当行の任意の変更によって生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p>	<p><u>の所在を確認できなくなったとき。</u></p> <p>(3) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合は、本サービスを停止させていただきますことがあります。<u>当行は事前に通知しますが、当行が行った通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>8. 規定の変更 (1) <u>本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前記(1)の変更は、変更後の本規定の内容ならびに変更後の本規定の効力発生時期を、ホームページその他適切な方法により周知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>